

6 生活の安定を図る

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

区では、生活に困窮する区民に対して、生活保護法による保護を実施し、健康で文化的な生活を営むことができる最低限度の生活を保障している。

保護の種類には、生活、住宅、教育、医療、介護、生業、葬祭、出産の8種類の扶助があり、平成23年度には29,310,310千円の生活保護費が支出された。これは前年度に比べ約6.3%の増である。

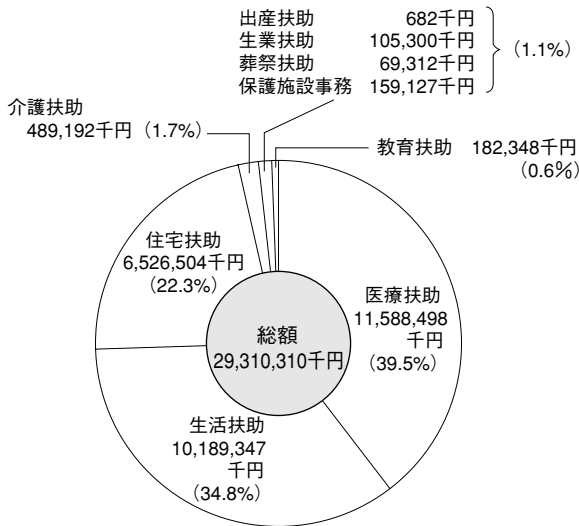
また、経済給付の実施とともに、生活保護世帯の就労・日常生活・社会生活の自立を支援することも重要な課題であるため、自立支援プログラムによる取組を実施している。24年3月31日現在、実施中の自立支援プログラムはつぎのとおりである。

- 1 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 4 精神保健福祉支援 在宅生活支援プログラム

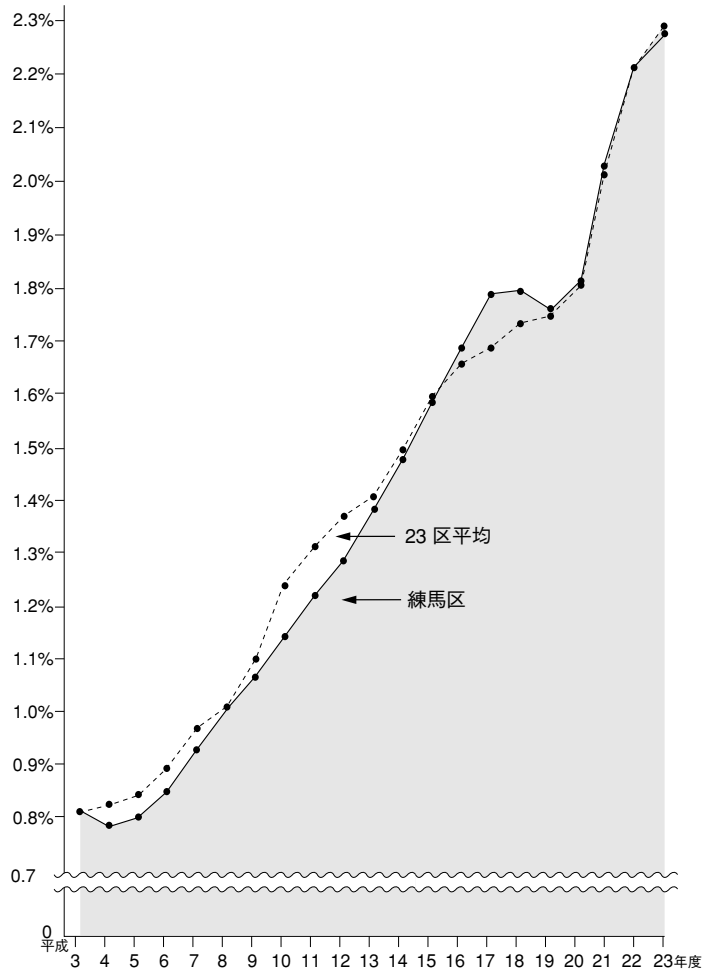
- 5 精神保健福祉支援 受診支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 不登校児童・生徒支援プログラム
- 9 多重債務解消支援プログラム
- 10 ホームレスに対する居住生活支援プログラム
- 11 高齢者世帯日常生活支援プログラム

生活保護費支出状況

平成23年度



被保護率（人口に占める割合）の推移



資料：東京都福祉局業務統計月報

生活保護世帯および人員

各年度3月の数値

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成19	8,638	12,363	7,570	10,856	7,628	11,056	796	1,127	1,240	1,291	6,847	8,619	* 4,365	* 4,859	* 283	* 283	* 8	* 8
20	9,125	12,959	7,975	11,329	8,088	11,616	786	1,119	1,338	1,389	7,197	9,006	* 4,461	* 5,428	* 338	* 338	* 9	* 9
21	10,214	14,404	9,067	12,857	9,093	12,955	850	1,190	1,520	1,579	8,058	10,040	* 4,869	* 5,405	* 291	* 291	* 9	* 9
22	11,154	15,616	9,961	11,056	10,033	14,184	893	1,231	1,634	1,693	8,698	10,898	* 5,605	* 6,351	* 402	* 402	* 9	* 9
23	11,870	16,515	10,562	14,736	10,659	14,967	922	1,263	1,802	1,871	9,269	11,527	* 6,034	* 6,634	* 372	* 372	* 8	* 8

注：*は、年間累計数値

●法外援護

区では、生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。(平成23年度実績 117,886,669円)

支給内容

入浴証、児童・生徒への夏期健全育成費および学童服・運動着購入費、修学旅行支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種(就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援)

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成23年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は26件である。

2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。

23年度は、1人当たり12,500円を422人に支給した。

●中国残留邦人等への支援給付

中国残留邦人および樺太残留邦人に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に給付する。平成20年4月1日から実施している。24年3月現在、受給世帯数は61世帯、受給人員は93人であった。

●中国残留邦人等への地域生活支援

中国残留邦人および樺太残留邦人とその同伴家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを、平成20年7月1日から実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円、特別貸付が60万円。償還方法は、貸付額が20万円までは20か月以内、40万円までは40か月以内、60万円までは60か月以内の均等償還となっている。

年 度	応 急 小 口 資 金	
	件	千円
平成19	337	53,704
20	386	54,912
21	571	79,350
22	484	65,362
23	375	53,890

2 高等学校進学準備資金の貸付

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、資金を無利子で貸し付けている。貸付限度額は、進学者1人につき7万円20か月以内の均等償還となっている。

年 度	高 等 学 校 進 学 準 備 資 金	
	件	千円
平成19	30	1,716
20	37	2,203
21	33	2,080
22	24	1,491
23	25	1,521

3 入院資金の貸付

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用(差額ベッド代、医療費等)の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。23年度は140件、1,201万円の貸付を行った。

●生活の安定と自立のために

1 母子福祉資金の貸付

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付を行っている。

平成23年度は815件、4億7,595万3,500円の貸付を行った。

2 女性福祉資金の貸付

寡婦、未婚の女性などを対象に、11種類の福祉資金の貸付を行っている。

23年度は41件、2,782万1,000円の貸付を行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。

23年度は37件の利用があった。